

2018年度進学 国費外国人留学生（研究留学生等）の 奨学金支給期間延長・特別延長に係る取扱要領

1 募集概要

- (1) 奨学金支給期間延長の申請については、現在の国費外国人留学生の区分により各々後述の申請区分（Ⅰ～Ⅲ）のとおりとする。
- (2) 延長申請を行う者のうち、本人があらかじめ本国政府、在日公館、勤務先責任者等の許可を得ておくことが必要な者については、在籍する大学において責任を持って事前に確認することを指導するとともに、その結果の確認を必ず行うこと。
- (3) 申請区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの場合、「大使館推薦」または「国内採用」により採用された者については、大学院正規課程への進学希望先は2大学2研究科（第2希望まで）とする。

申請区分Ⅱ-2、Ⅲ-2の者は、進学希望先は1大学1研究科（第1希望のみ）とする。

大学院正規課程への進学にあたり、大学を変更する場合は、第1希望、第2希望に関わらず、その理由を「指導教員の意見書」（「大学変更の場合、その理由と所見」欄）に記入すること。申請書に記入した大学以外の大学院研究科へ進学する場合は、国費外国人留学生奨学金は支給しない。

また、「大学推薦」により採用された者が他大学へ進学する場合も、国費外国人留学生奨学金は支給しない。

※ 連合大学院の場合は他大学への変更とは見なさないが、指導教員の意見書に連合大学院である旨を記載すること。

- (4) 次の場合には、原則として奨学金の支給を取り止めるので留意すること。また、これらに該当するにもかかわらず奨学金を受給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。
- ① 申請書類等に虚偽・不正の記載があるとき。
 - ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
 - ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁固に処せられたとき。
 - ④ 大学において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。（なお、大学において処分を決定するまでの間、奨学金の支給を止めることもある。）
 - ⑤ 学業成績不良や停学、休学等により標準修業年限内での卒業（もしくは修了）が不可能であることが確定したとき。
 - ⑥ 入管法別表第一の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
 - ⑦ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く）の支給を受けたとき。
- (5) 例年、延長申請・特別延長申請について国費外国人留学生への周知を忘れる大学があるため、2018年度に進学する（ことを予定している）延長申請の対象となる者を把握するとともに、対象となりうる全ての者に申請の意思、及びその指導教員に申請可否について、メールや書面等記録の残る形で確認を取り、申請に漏れがないよう十分留意すること。万が一延長申請漏れがあった場合でも、原則として申請期限後の追加の推薦は認めない。
- (6) 一昨年度募集（2016年度に進学する者）の延長申請より、区分Ⅱ、Ⅲには一括して大学ごとに推薦人数の上限（以下「推薦枠」）を設けたが、今年度募集（2018年度に進学する者）についても推薦枠を設けるので、推薦枠を超過する人数は推薦しないこと。

2 入学検定料及び入学金

支給期間の延長が認められた場合、申請時に希望していた進学先の大学にかかる入学検定料及び入学金は文部科学省負担（国立大学法人は不徴収）又は大学負担とする。（下記表の①・

②に該当)

	入試に合格（当該大学に進学）	入試に合格（当該大学に進学しない）	入試に不合格
奨学金支給期間の延長が認められた者	①「大使館推薦」「国内採用」 文部科学省負担（国立大学法人は不徴収）	③当該大学の規定に基づき、不徴収、大学負担、又は本人負担	
	②「大学推薦」 当該大学負担（国立大学法人は不徴収）		
奨学金支給期間の延長が認められなかった者			

③の本人負担の可能性だけでなく、①及び②の場合であっても当該大学の規程に基づき一時的に本人負担となる場合は、その旨及び返還時期を学生に対してあらかじめ十分に説明を行うこと。

3 推薦枠

(1) 区分Ⅰ

推薦枠の上限を設けない。ただし推薦者をすべて採用するというものではなく、推薦状況や予算の状況を勘案し、採用人数を決定する。

(2) 区分Ⅱ及びⅢ

区分Ⅱ及びⅢを合わせた推薦枠は、過去3年間（2015年度、2016年度及び2017年度）の採用者数（区分ⅡとⅢを合算した数）の平均人数（小数点第1位を四捨五入した数）とする。

過去3年間の採用者数が計算の結果0の場合は、推薦枠を1とする。

特別枠で採用された者は、通常の区分Ⅱ及びⅢでの推薦は認めない。

(3) 特別枠

「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」に採択された大学に付与された枠を指し、推薦者数については、各採択プログラムにおける優先配置人数内とする。

(4) 区分Ⅱ-2及び区分Ⅲ-2

推薦枠の上限を設けない。ただし推薦者をすべて採用するというものではなく、推薦状況や予算の状況を勘案し、採用人数を決定する。

推薦順位欄に「特別延長」と記載し、他の枠の推薦者と区別すること。

(区分Ⅱ及びⅢの推薦枠の計算例)

2015年度進学採用者数 区分Ⅱ：5名（うち特別枠2名）、区分Ⅲ：2名、区分Ⅱ-2：1名

2016年度進学採用者数 区分Ⅱ：3名（うち特別枠2名）、区分Ⅲ：2名

2017年度進学採用者数 区分Ⅱ：3名（うち特別枠1名）、区分Ⅲ：1名、区分Ⅲ-2：2名

$$\frac{((5-2)+2)+((3-2)+2)+((3-1)+1)}{3} = 4 \text{ 名 (3.66...の小数点第一位を四捨五入)}$$

(推薦枠の使用例1・推薦枠5名)

区分Ⅱから4名、区分Ⅲから1名、区分Ⅲ-2から2名推薦することが出来る。（区分Ⅲ-2は枠の計算に含まず、推薦順位欄についても「特別延長」と記載し、他の枠の推薦者と区別すること。）

(推薦枠の使用例2・推薦枠4名)

区分Ⅱから5名(うち特別枠3名)、区分Ⅲから2名推薦することが出来る。(特別枠は計算に含まないが、推薦順位は、特別枠も含めて通しで付すこと。)

4 申請区分

(1) 申請区分Ⅰ

申請時に研究生等の非正規生として在籍し、2018年4月(または2018年10月等)に大学院修士課程、専門職学位課程、または博士課程に進学する者。

(2) 申請区分Ⅱ

申請時に大学院修士課程、または専門職学位課程に在籍し、2018年4月(又は2018年10月等)に大学院博士課程に進学する者。

(3) 申請区分Ⅲ

申請時に大学学部¹に在籍し、2018年4月(または2018年10月等)に大学院修士課程、または専門職学位課程(医歯薬獣医分野の学部6年次に在籍する者については博士課程)に進学する者。

(4) 申請区分Ⅱ-2 ※特別延長

- ① 当初、学部留学生として採用となり、申請時に大学院修士課程、または専門職学位課程に在籍し、2018年4月(または10月等)から大学院博士課程に進学を希望する者。
- ② 当初、高等専門学校留学生、または専修学校留学生として採用となり、申請時に大学院修士課程に在籍し、2018年4月(または10月等)から大学院博士課程に進学を希望する者。

(5) 申請区分Ⅲ-2 ※特別延長

当初、高等専門学校留学生、または専修学校留学生として採用となり、申請時に大学学部(または高等専門学校専攻科)に在籍し、2018年4月(または10月等)から大学院修士課程に進学を希望する者。

5 推薦基準

(1) 申請区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ

- ① 現在在学している課程において、学業成績係数が2.50以上の者。
※申請区分Ⅰは除く
- ② 上位課程に進学する見込みのある者。
- ③ 指導教員から推薦の強い要望がある者。
- ④ 大学の長(または研究科の長)が推薦するにふさわしい人物と認めた者。
- ⑤ 現在在学している課程を留年していない者。
※①~⑤の推薦基準に合致しない者は推薦しないこと。

(2) 申請区分Ⅱ-2 ※特別延長

- ① 大学院修士課程での学業成績係数が2.80以上であり、かつ、大学学部(または高専専攻科)での学業成績係数が2.50以上の者。
- ② 大学院博士課程に進学見込みの者。
- ③ 指導教員及び大学の長(または研究科の長)が強く推薦する者。
- ④ 国費外国人留学生に採用後、学部を修業年限内で卒業しており、また、修士課程を標準修業年限内で修了できる見込みであること。

(3) 申請区分Ⅲ-2 ※特別延長

- ① 大学学部(または高等専門学校の専攻科)での学業成績係数が2.80以上であり、かつ、高等専門学校、または専修学校での学業成績係数が2.50以上の者。
- ② 大学院修士課程に進学見込みの者。
- ③ 指導教員及び大学の長(または学部の長)が強く推薦する者。

- ④ 国費外国人留学生に採用後、高等専門学校または専修学校を修業年限内で卒業しており、また、学部等を修業年限内で卒業できる見込みであること。

6 対象者

(1) 申請区分Ⅰ

非正規生の期間が予備教育期間を含めて2年以内で、かつ奨学金支給期間内に進学する者。ただし、2016年度採用で、2018年4月の進学を希望する者は、帰国旅費の支給申請を辞退する必要がある。辞退手続きの詳細については、(独)日本学生支援機構がHP上に掲載している「平成29年度(2017)国費外国人留学生事務担当者マニュアル(通年用)」(P.19「3 帰国旅費」)を参照すること。

○「平成29年度(2017)国費外国人留学生事務担当者マニュアル(通年用)」掲載Webサイト

http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshu/study_j/scholarship/kokuhi/index.html

(2) 申請区分Ⅱ

研究留学生として採用された者。

(3) 申請区分Ⅲ

学部留学生として採用された者。

(4) 申請区分Ⅱ-2 ※特別延長

① 2011年度に大使館推薦による学部留学生として採用された者で、修士課程進学の際に奨学金支給期間の延長が認められ、現在修士課程に国費外国人留学生として在籍しており、さらに2018年4月に修士課程を修了の上、博士課程に進学する見込みの者

② 2010年度に大使館推薦により高等専門学校留学生として採用された者、または2011年度に大使館推薦により専修学校留学生として採用された者で、大学の学部編入学(または高専専攻科入学)及び修士課程進学の際に奨学金支給期間の延長が認められ、現在修士課程に国費外国人留学生として在籍しており、さらに2018年4月に修士課程を修了の上、博士課程に進学する見込みの者

(5) 申請区分Ⅲ-2 ※特別延長

① 2012年度に大使館推薦により高等専門学校留学生に採用、または2013年度に大使館推薦により専修学校留学生に採用され、大学の学部へ編入学(または高等専門学校専攻科入学)する際に奨学金支給期間の延長が認められ、現在、大学の学部、または高等専門学校専攻科に国費外国人留学生として在籍しており、さらに2018年4月に大学学部等を卒業の上、修士課程に進学する見込みの者

※ 以下の者が2018年4月に上位課程に進学する場合は、国費外国人留学生として採用された年度が上記と異なる場合でも申請可能とする。

ア 飛び級や早期修了により上位課程に進学した者(または進学予定の者)

イ 高等専門学校留学生・専修学校留学生から大学学部2年次に編入学し、奨学金支給期間の延長が認められた者

ウ 学部留学生で予備教育を経ずに大学の学部へ直接入学した者

※ 商船学科に在籍していた者に係る申請の場合、文部科学省に事前に相談すること。

(6) 全ての申請区分において、進学の前・後で奨学金支給期間が途切れる場合は、推薦を認めない。奨学金支給期間の修了及び開始時期が特殊な大学においては、十分に学生に説明すること。

7 延長候補者の奨学金支給期間

2018年4月（または10月等）から当該課程標準修業年限までの期間。

8 提出書類等

(1) 作成する書類

① 申請書ファイルA

- ア 奨学金支給期間延長申請書（申請区分毎） 【本人が作成】
- イ 推薦調書 【大学が作成】
- ウ 指導教員の意見書 【大学が作成】
- エ 学業成績係数が算出できない場合の推薦理由書 【大学が作成】 ※該当者のみ

② 申請書ファイルB

- カ 研究計画または研究状況 【本人が作成】

③ 小論文（区分Ⅱ-2及びⅢ-2のみ） 【本人が作成】 ※該当者のみ

※ 「指導教員の意見書」には国費外国人留学生としての延長を推薦するにふさわしい人物であることを具体的に記すこと。具体的説明の乏しい者については、不採用となることがあるので留意すること。

(2) 作成方法

- ① 申請書ファイルA及びBを文部科学省のウェブページから申請区分毎にダウンロードする。
- ② 推薦者1名につき1シートを作成する。
- ③ 推薦者が複数名いる場合は、シートをコピーし、シート名を推薦順位順に「01」、「02」、「03」、「04」…と符番する。

※ 特別延長の推薦者については、シート名を付番後に「特別延長」と記載（例 「01 特別延長」）、及び推薦調書内の推薦順位欄に「特別延長」と記載し、通常の延長申請と区別すること。

- ④ 各申請区分別に推薦者一覧を作成する。

※ 区分Ⅰとそれ以外（区分Ⅱ、Ⅱ-2、Ⅲ、Ⅲ-2）とに分けること。

(3) 内容確認

- ① 推薦者一覧シートに入力されるデータは全て申請書シートに入力されたデータが転記される（「備考」欄除く）。推薦者全員分のデータが間違いなく推薦者一覧に反映されているか確認する。
- ② 推薦者一覧シートに誤りがある場合は必ず「申請書」シートを修正し、「推薦者一覧」シートに反映させること。
- ③ 例年、推薦調書の推薦順位欄を空欄や同じ順位で提出している大学があるが、推薦者一覧が正しく作成されないので必ず順位を付けて作成すること。
- ④ 指導教員の意見書は電子媒体のほか、推薦者1名につき1部印刷し、指導教員が押印したものを郵送でも提出する。
- ⑤ 小論文は電子媒体のほか、推薦者1名につき1部印刷し、提出する。

(4) 郵送による提出

- ① 以下の書類を郵送すること。
 - ア 公文書（鑑文書）
 - イ 推薦者一覧（各推薦区分毎）
 - ウ 各推薦者の指導教員の意見書（推薦者人数分）
 - エ 小論文（特別延長者のみ）
- ② 申請書類提出の際は、角型2号の封筒に封入し、封筒表に朱書きで、「××××××（大学番号）延長申請書類在中」と明記すること。
- ③ 書類の郵送は、簡易書留や宅配便等、配達記録の残る方法とすること。

(5) 電子媒体による提出

① 以下のファイルをメールに添付して送信すること。

(申請書ファイルA)

ア 奨学金支給期間延長申請書 (申請区分毎)

イ 推薦調書

ウ 指導教員の意見書

エ 学業成績係数が算出できない場合の推薦理由書 ※該当者のみ

オ 推薦者一覧シート

(申請書ファイルB)

カ 研究計画または研究状況

(その他)

キ 小論文 (特別延長のみ)

② メールの件名は「×××××× (←大学番号) ○○大学 (延長申請)」とする。

(例) 012345 文部科学大学 (延長申請)

③ ファイルの件名は以下のとおりとする。

申請書A : ××××× (大学番号) ○○大学区分○ (申請区分) A

申請書B : ××××× (大学番号) ○○大学区分○ (申請区分) △位 (推薦順位) B

(例) 012345 文部科学大学区分 I A

012345 文部科学大学区分 II 等 3 位 B

④ 送信時の注意

ア 添付ファイルには必ずパスワードを設定のうえ、提出すること。パスワードについては、(独)日本学生支援機構が発出した「平成29年度国費外国人留学生に係る『給与(奨学金)』『渡日・帰国旅費』『期間終了後調査』及び『教育費』について(通知)」(平成29年3月7日付け学支国奨第484号)にて通知したパスワードを設定すること。

イ 申請受付のメールサーバーはメールの容量が20MBを超える場合には受理できないため、容量がこれを上回る場合にはファイルの圧縮又は複数のメールに分割して送付すること。

ウ 分割して送信する場合はメールの件名の最後にメール総数及び当該メールの本数を入力すること。

(例) 3本のメールに分割して2本目の送信をする場合

012345 文部科学大学 (延長申請) 2/3

エ 推薦者が多数の場合、申請書ファイルを区分ごと(区分II、III、II-2、III-2は一つのファイルにまとめること)にフォルダに格納・圧縮のうえ送信等すること。フォルダの名称は大学名及び区分を入力すること。

(6) 大学で保管する書類

① 成績証明書(文部科学省に提出する必要はないが、問い合わせた際に対応できるようにしておくこと。)

※ 申請区分IIの者については、大学院修士課程で取得可能な最近のものまで保管すること。

申請区分IIIの者については、学部1年次から取得可能な最近のものまで保管すること。

なお、申請区分Iの者については、保管不要。

9 提出期限及び提出先

(1) 提出先

テントセント株式会社 国費受付係

〒112-0014 東京都文京区関口1-24-8 東宝江戸川橋ビル5階

電子データ提出先: encho2018(a)tentosento.com

(注意)

- ① 提出前に申請書ファイルAの「申請書等提出前チェックシート」を用い、不備がないように内容確認をすること。
- ② 上記(4)郵送による提出、又は(5)電子媒体による提出の一方のみでは推薦があったと認めないため、必ず期日までに両方を提出すること。
- ③ 申請後、推薦者が辞退した場合は、事前に文部科学省担当係に連絡を入れること。
- ④ 上記電子データ提出先の(a)は、@に変えて送信すること。

(2) 提出期間

2018年1月11日(木)～2018年1月18日(木) 必着

提出期限以降の書類提出及び差し替えは一切認めないので留意すること。

提出後の申請取り下げ、追加申請及び推薦順位繰り上げは認めない。

10 結果通知

2018年2月下旬を目処に文書にて通知する。申請者本人には、応募を取りまとめた大学から通知を行うこととする。

11 留意点

(1) 申請区分Iにおいては、以下の点を留意すること。

- ① 2018年3月31日(または9月等)限りで奨学金支給期間が満了しない場合であっても、2018年度中に大学院正規課程へ進学する場合は、遺漏のないよう推薦すること。

特に2017年10月渡日者で2018年度に進学を希望する者は、渡日直後の申請となるため、遺漏のないよう留意すること。

(例1) 2017年4月渡日(奨学金支給期間: 2017年4月～2019年3月)で2018年4月、または10月に博士課程進学予定の者。

(例2) 2017年10月渡日(奨学金支給期間: 2017年10月～2019年3月)で2018年4月、または10月に修士課程進学予定の者。

(例3) 2016年4月渡日(奨学金支給期間: 2016年4月～2018年3月)で2018年4月に修士課程進学予定の者で、帰国旅費の支給申請を辞退する者。

(例4) 2016年10月渡日(奨学金支給期間: 2016年10月～2018年3月)で2018年4月に博士課程進学予定の者で、帰国旅費の支給申請を辞退する者。

※平成29年12月11日 黄色マーカー部分修正

- ② 2017年秋学期渡日者であって、申請時に他大学において日本語予備教育中の者は、専門教育機関がとりまとめの上、申請すること。

(2) 特別枠においては、以下の点を留意すること。

- ① 修士課程と博士後期課程、又は博士前期課程と博士後期課程で構成される採択プログラムの特別枠において受け入れた学生が、国費外国人留学生の身分を維持して博士後期課程へ進学を希望する場合は、博士後期課程の特別枠を用いて奨学金支給期間の延長を申請することになる。したがって、優先配置期間の終了によって、本件採択による博士後期課程の特別枠が消滅した場合、それまでに修士課程もしくは博士前期課程において特別枠で受け入れた学生の翌年度の博士後期課程進学に向けた奨学金支給期間の延長申請ができないとともに、区分IIでの延長申請もできない。

ただし、仮に、当該年度までに文部科学省において改めて特別プログラムの公募を実施し、引き続き採択されれば(実体として優先配置が切れ目なく継続する場合)、採択され直した後の博士後期課程の特別枠を用いて奨学金支給期間の延長を申請することは

可能とする。今回該当するのは、2017年度までで優先配置期間が終了する2012年度及び2014年度採択のプログラムのうち、継続で2017年度採択となり2018年度に優先配置期間が開始するプログラム。

- ② 一貫制博士課程の形態を取るプログラムにおける奨学金支給期間の延長については、一貫制の趣旨に照らし、「特別枠を用いて奨学金支給期間を延長」という整理ではないが、優先配置期間内に受け入れた学生については、同期間の終了後も奨学金支給期間の延長申請を経て国費外国人留学生として在籍することが可能とする。

奨学金支給の取扱い上、博士課程2年から3年に上がる際に在籍身分及び奨学金支給期間の変更が生じるため、延長申請が必要。

- (3) **2018年度進学**の延長申請から、申請区分Ⅱ、区分Ⅲ、区分Ⅱ－2及び区分Ⅲ－2について、本取扱要領に記載の提出期限以降に、2018年9月に早期修了又は早期卒業し2018年10月に進学予定となった者は、区分Ⅰの2018年4月渡日者が2018年10月に進学を希望する場合の延長申請時に、申請可能とする。但し、区分Ⅱ及びⅢについては、本取扱要領による区分Ⅱ及びⅢ合計の推薦枠のうち、今回使用しなかった枠がある場合にのみ、推薦可能とする。

- (4) 特別延長の採用にあたっては、推薦順位に関わらず、専門の委員会により審査を行い、特に優秀な者（若干名）を厳選して採用する予定としている。

- (5) 結果通知前から辞退の意思がある者については、採用となった場合にのみ、速やかに辞退手続きを行うこと。

12 本件に係る照会先

不明な点等があれば、適宜、国費外国人留学生御担当者から文部科学省まで、認識の相違を防ぐため必要事項を整理した上で原則メール（[ryuugaku\(a\)mext.go.jp](mailto:ryuugaku(a)mext.go.jp)）にて御相談ください。

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 留学生交流室 国費留学生係

TEL：03-5253-4111(内線2624) E-mail：[ryuugaku\(a\)mext.go.jp](mailto:ryuugaku(a)mext.go.jp)

(a)を@に変えて送信願います。